

機関番号：11301

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2009～2010

課題番号：21830014

研究課題名（和文） 共同体知的財産権と国際私法に関する研究

研究課題名（英文） Research for community intellectual property law and private international law

研究代表者

岩本 学 (IWAMOTO MANABU)

東北大学・大学院法学研究科・助教

研究者番号：70552511

研究成果の概要（和文）：

2009年度は、EC規則などを素材として検討した共同体知的財産権につき、規則自体は第三国における同権利の訴訟に介入する意図なく、この問題については、第三国が独自に対応すべきことを明確にした。2010年度は、国際私法上の共同体知的財産権の扱いにつき、日本、スイス、EU法を素材として従来議論との比較検討を行い、超国家的な統一権の処理について、超国家的共同体を法域と扱うことは可能であるとの一応の結論を得た。

研究成果の概要（英文）：

In fiscal year 2009 research on EC trademark regulation and EC design regulation shed light on a status quo wherein we only have to discuss how a third country itself should deal with community intellectual property law (CIPL), as these regulations don't have the intention of preventing a lawsuit over CIPL from being raised in a third country. In fiscal year 2010 the analysis of treatments of CIPL in private international law by comparing discussions in Japan with those in European countries revealed that a transnational community could be regarded as having a "foreign system of law".

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,060,000	318,000	1,378,000
2010年度	680,000	204,000	884,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,740,000	522,000	2,262,000

研究分野：国際法学

科研費の分科・細目：国際法学

キーワード：国際私法、共同体知的財産法

1. 研究開始当初の背景

(1) 知的財産権は従来各国毎に存在しているものとされてきた。そのため、外国の知的

財産権が問題となる場合であっても、当該問題となった「国」の知的財産法が適用されるのが常とされてきた。しかし現在欧州には、

国境を越えた地域的な統一権としての共同体知的財産権（共同体商標権、共同体意匠権など）が存在する。これらの権利は EU 締約国に直接適用される法規である EC 規則に基づいて創設されたものであるが、このように新たに創設された超国家的な法規を根拠とする共同体知的財産権について、国単位あるいは一国内の法域単位がその選択枝とされてきた従来の国際私法の理解はそのまま妥当するといえるのであろうか。これが本研究の出発点である。

(2) 先行研究としては、共同体商標に関する国際裁判管轄問題といった本研究の派生問題については若干の先行研究が国内外で見られるが（国内については、拙稿、「スイスにおける共同体商標無効の抗弁」AIPPI54 巻 2 号(2009)2 頁以下、国外については Knaak, Internationale Zuständigkeiten und Möglichkeiten des forum shopping in Gemeinschaftsmarkensachen, GRUR Int. 2007, S. 389ff.）、国際私法との関係についてのもは、イギリス国際私法の教科書である、Dicey, Morris and Collins on the conflict of laws, London 2006 14th ed. の中に若干の記述がみられる程度であった。

2. 研究の目的

(1) 上述のように先行研究の乏しい分野であるが、共同体知的財産権と国際私法の関係についての研究の必要性は十分にあるといえる。2006 年には、日本同様に EU から見た第三国であるスイスの裁判所が共同体商標権侵害訴訟の国際裁判管轄を自国に認める判断を下しており、問題は現実化してきている。共同体商標や共同体意匠は EU 域外の者であっても権利者になることのできるものであり、知的財産権の重要性の認識が世界中で高まるにつれて、このような訴訟は増えてくると思われる。

(2) 本研究代表者は、前掲拙稿論文において、共同体商標権侵害訴訟の国際裁判管轄の処理方法についてのスイスの枠組みを分析した。その際に、この問題全般の研究が国内外で乏しいことを認識した。そこで、前掲拙稿論文において得た知識を下地として、これを発展させる形で、今後は共同体知的財産権と国際私法の問題を検討し、共同体知的財産権を巡る訴訟が提起された場合に妥当な解決を導くための基盤等を提供することを目的として本研究を行うこととした。なお、この研究は、単に現存する共同体知的財産権に対する国際私法のあり方を示すだけでなく、以下の 3 点にも寄与するものと思われる。

A. わが国のような EU 域外の国（第三国）

の裁判所が、共同体知的財産権の侵害訴訟あるいは有効性に関する訴訟を扱うことができるのかといった問題が存在するが、本研究により、これら超国家的な権利に関する訴訟の場合でも従来の国際裁判管轄のルールは妥当するのか、といった問題について回答を示すことができる。

B. 今後は、EU 以外においてもこのような統一権が誕生する可能性があるため、その統一権の処理についての基盤を本研究が提供することができる。

C. 国際私法概念である「法域」の理解として、従来の「国」あるいは「一国内の法域」という考えが妥当であるかについて問う。

以上の 3 点である。

3. 研究の方法

(1) 本研究は上記結論を得るために、以下の 4 つのプロセスを予定していたものである。

A. 共同体知的財産権自体の検討

現存している共同体知的財産権として、共同体商標権、共同体意匠権、共同体育成者権がある。また共同体特許権も、既に当該権利を創設するための EC 規則草案が提出されている状況である。これらの権利については欧州では概説書が公刊されているため、それらを収集し、丁寧に性質を検討していく。

B. 共同体知的財産関連訴訟と国際裁判管轄についての検討

EU 内部については、共同体知的財産権に関する規則（特に共同体商標に関する EC 規則）に内在する国際裁判管轄ルールを、上記の共同体知的財産権の概説書を素材に検討する。EU 域外の第三国については、実際に共同的知的財産権侵害訴訟の事案を有するスイスを主たる比較法対象国とし検討する。

C. 共同体知的財産権に関する欧州内での対応の調査

本問題の検討素材として最重要な規定として、「契約外債務の準拠法に関する EC 規則」（ローマ II 規則：2009 年 1 月 11 日発効）8 条 2 項がある。新たに公刊されるローマ II 規則 8 条 2 項関連文献をフォローした上で、同規定を分析する。

D. 「法域」概念の再検討

最後に従来の「法域」の理解を問いなおす。しかし、この問題について検討する際には、各時代において国際私法学をリードしてきた見解を精査し、併せて各国の国際私法の関連文献を比較することで「法域」の現代的理解を探り、共同体を法域と捉えることの可否につき解を与えられるよう検討していきたい。

(2) これらの遂行につき特に、B のスイス法の検討に際しては、同法につき日本では入手

困難な文献が多数あるため、現地で資料収集を行う。また、国際知的財産法に関する世界の最先端の研究を吸収するため、国際シンポジウムや学会等への参加を積極的に行う。

4. 研究成果

(1)平成21年度は上記3-A及び3-Bについて特に検討を行った。すなわち、共同体知的財産権自体の検討及び共同体知的財産関連訴訟と国際裁判管轄についての検討である。これらの分析に際しては、まず共同体知的財産権の特徴を把握し、その上で第三国との国際裁判管轄問題、加えて第三国の国際私法における共同体知的財産権の処理を検討、というプロセスを辿った。

(2)そのため本年度は共同体知的財産に内在する国際私法規定・国際民事訴訟法規定について、「共同体商標規則」、「共同体意匠規則」を検討素材として、国内外の書籍・論文を用いて検討した。更に、共同体知的財産権の国際裁判管轄に関するスイスの裁判例を検討する前提として、種々のコメントールを通じてスイス国際民事訴訟法の全体像を把握するよう努めた。前者の検討から、第三国における共同体知的財産権訴訟に関して、規則自体が第三国での共同体知的財産権訴訟に介入する意図は見られない、という結論を得た。すなわち、同規則の制定過程や各条文の解釈についての分析の結果、同権利に関する訴訟が、EU締約国でのみ認められるものと捉える必要はなく、少なくとも両規則から生じた権利が第三国で問題となった場合には、当該第三国の国内における国際民事訴訟法の立場から検討すべき、との結論が導かれた。なお、現在EUにおいて規則案が公表されている共同体特許権に関しては、実体部分のみならず、議論が進んでいた統一的な訴訟制度についても、本研究期間内においては合意がなされなかった。共同体特許権は、共同体知的財産権の柱となりうる権利であり、今後も展開を注視、検討することで、本年度の研究をより深化させていきたい。そして、後者については、わが国では議論の乏しい国際知的財産法の問題につき、この問題に立法を有するスイスの議論を参照することができ(外国特許権の有効性と仲裁の関係など)、わが国への示唆の視点からこれらを検証することで、次年度行う研究の基盤を形成することができた。この他に来年度検討を予定しているEU法の新たな立法であるローマII規則については、現在までに公表された書籍・論文につき涉猟し検討準備に入った。

(3)本研究と関連する国際学会・国際シンポジウムとして、2009年5月8日-9日に東

京で行われた知的財産法に関するシンポジウムに参加し、わが国はじめ欧米における国際知的財産法の最先端の議論を吸収することができた。また、本シンポジウムでの各国研究者の報告内容を基盤として出版された書籍について、知的財産の外国判決の承認執行に関する論稿の翻訳を担当した(5. 主な発表論文等参照)。なお、本研究を行う際に東北大学にて入手困難であった資料については、財団法人知的財産研究所(東京)とスイス・ローザンヌにある比較法研究所を利用しその収集を行った。

(4)さらに本研究を遂行する上での基礎的研究として、米国で下された懲罰的損害賠償を含む判決のわが国における承認執行に関する研究も行った。同問題については、関連するわが国の裁判例の評釈を、2010年3月に渉外判例研究会(学習院大学)において報告し、諸先生方から有益な示唆を得た。本検討は、共同体知的財産権訴訟についての承認執行問題を考える上で非常に意義のあるものであり、今後単体の評釈としてあるいはいずれかの論文に組み込んで公表する予定である。

(5)平成22年度は上記3-C及び3-Dを中心に検討を行った。すなわち、平成21年度の検討を踏まえ、第三国における国際裁判管轄問題に加えて、第三国の国際私法における共同体知的財産権の処理について及び共同体と法域概念の関係性についての検討を行った。

(6)共同体知的財産権の国際私法上の処理については唯一の立法例が、ローマII規則8条2項であることから、わが国での処理の検討に際しても、同規則を素材とすることを出発点とした。同規則については、近時公刊された同規則のコメントールや欧州各国の論文を素材とし、わが国の従来 of 知的財産権の準拠法あるいは不法行為の準拠法に関する理解との関連性を探った。この分析により、同規則に内在する議論を日本への示唆の視点で見れば、パラレルには論じ得ないことを確認しつつも、共同体知的財産権とEU締約国の国内法の関係について、その補完的關係性を明らかにした。加えて、わが国の従来 of 議論との対比により、とりわけ連邦国家たる米国の法が準拠法となった際の従来 of 処理の観点から、結局において外国法として共同体法が適用される余地があるとの結論が得られた。もっとも、年度内に一定の結論を示すことを目的としていた超国家的な統一権の処理については、上記検討の他、法的不統一法国に関してなされてきた、これまでの法域の議論を参照し、超国家的共同体も従来 of

法域として観念でき、これに当てはめることは可能であるとの一応の結論を得たものの、同問題については、ここ 1、2 年において国内外の学者による重要な論考が公表されるなど過渡期的状況にあり、また本研究では検討対象としてあげていなかった英国でも、本問題につき「法域」と単なる「法体系」の差異について、英国内及び英国領の法の扱いについての議論があることが本研究遂行中に確認された。そのため、本年度の研究を基盤としつつもこれら新たな資料の分析を踏まえ、引き続き上記結論の妥当性につきその検証作業を行っていく。その後、研究結果の公表へと進みたい。

(7) なお、同年度に予定していた米国において開催される比較法学会への参加は、同時期に、学内行政と本学内の式典への出席が重なったためこれを断念する結果となった。それに代わり、国外の入手困難文献の入手のため、紙媒体ほか電子ジャーナルについても本研究課題に関する多くの資料が入手可能な平和宮図書室(オランダ・ハーグ)を利用してそれらの収集を行った。なお、東北大学にて入手困難な国内資料については、引き続き財団法人知的財産研究所(東京)を利用した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔その他〕 翻訳

河野俊行, 岩本学 (共訳) 「外国判決の承認及び執行—知的財産訴訟における判決の承認執行: CLIP 原則第 2 次案」

河野俊行編『知的財産権と涉外民事訴訟』弘文堂、2010 年、157-207 ページ、査読有

6. 研究組織

(1) 研究代表者

岩本 学 (IWAMOTO MANABU)

東北大学・大学院法学研究科・助教

研究者番号：70552511

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：